

『国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案（スパイ防止法）』 に反対する決議

政府・自民党は去る6月6日、国会に『国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案（スパイ防止法）』を上程した。

この法案は、政府・行政庁の一方的判断に基づいて「国家秘密」を広範、無限定的に設定し、これらの「国家秘密」を収集・探知して外国に「通報」した者には、死刑・無期懲役をふくむ重罰を課すことを明記している。さらには、直接的な「通報」でなくとも、収集・探知の「陰謀」・「教唆」あるいは「せん動」をも罰則の対象としている。

この法案が成立すると、単なるスパイ行為にとどまらず、「国家秘密」指定のあいまいさと不明確さから、広く国民の生活・活動を規制することは、戦前の「軍機保護法」を見れば明らかである。さらに、「国家秘密」の対象指定いかんによっては、我々の調査地域や種々の研究素材も制限され、学問の自由さえ奪いかねないものである。

我々は、この法案を憲法の平和主義・国民主権・基本的人権の尊重という3大原理に反するきわめて反動的・ファッショ的法案とみなさざるをえない。また、この法案が国会に上程され、審議が一切おこなわれず継続審議になったことに強い憤りを感じる。我々は、この法案に国民として、科学者として反対するとともに、その成立を阻止するために最後まで闘うことを決議する。

1985年8月3日

地学団体研究会第39回総会